

自己評価実施要項

法科大学院認証評価

平成16年11月
(平成22年9月改定)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

目 次

第1章	法科大学院認証評価の概要	1
I	評価の目的	1
II	評価の基本的な方針	1
III	評価の実施体制等	2
IV	評価の実施方法	3
V	評価のスケジュール	5
VI	評価結果の公表	5
VII	追評価	5
VIII	予備評価	5
IX	評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保	6
X	情報公開	6
第2章	法科大学院認証評価（本評価）	7
I	評価の内容等	7
1	評価の対象	7
2	評価の内容	7
3	評価の実施時期	7
II	自己評価書等の作成及び提出方法	9
1	自己評価書等の構成及び様式	9
(1)	自己評価書の構成	9
(2)	自己評価書の様式	9
2	自己評価結果等の記述要領	9
(1)	現況及び特徴	9
(2)	目的	11
(3)	章ごとの自己評価	12
(4)	根拠となる資料・データ等の示し方	14
3	自己評価のプロセス	16
4	本評価における自己評価書イメージ（全体）	17
5	自己評価書等の提出方法	18
(1)	提出方法	18
(2)	提出締切及び提出先	18
(3)	その他	19
第3章	法科大学院認証評価（追評価）	20
I	追評価の内容等	20
1	追評価の対象	20
2	追評価の内容	20

3	追評価の実施時期	20
II	追評価の自己評価書等の作成及び提出方法	20
1	追評価の自己評価書等の構成及び様式	20
2	追評価における自己評価書イメージ（全体）	23
第4章	法科大学院認証評価（予備評価）	24
I	予備評価の内容等	24
1	予備評価の対象	24
2	予備評価の内容	24
3	予備評価の実施時期	24
II	予備評価の自己評価書の作成及び提出方法	25
様式	1 開設授業科目一覧	27
様式	2 学生数の状況	28
様式	3 教員一覧、教員分類別内訳	29
様式	4 科目別専任教員数一覧	30
様式	5 教員組織調査対象教員一覧	31
様式	6 教員業績調書	33
別紙	教員組織調査に係る各資料の提出イメージ図	36
参考資料	1 評価報告書（本評価）イメージ	38
参考資料	2 評価報告書（追評価）イメージ	39
参考資料	3 基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示	41
参考資料	4 法科大学院認証評価関係法令	69

第1章 法科大学院認証評価の概要

本章は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が法科大学院に対して実施する法科大学院認証評価（以下「評価」という。）の基本的な内容等を記載したものです。

I 評価の目的

機構が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。なお、これらの基本的な方針は、学校教育法第110条第2項及び同項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める文部科学省令（「参考資料4」参照）を踏まえています。

(1) 評価基準に基づく評価

評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

機構は、各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合に、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下「連携法」という。）第5条（「参考資料4」参照）に規定する適格認定を与えます。

機構から適格認定を受けた法科大学院（以下「機構認定法科大学院」という。）は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

(2) 教育活動を中心とした評価

法科大学院が専ら法曹養成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

(3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各法科大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた法科大学院の主体的な取組を支援及び促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す基準及び解釈指針、並びに本要項に基づき、法科大学院が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者に対し、機構の実施する評価の仕組みや方法、自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

Ⅲ 評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、実際の評価作業を実施するため、評価を受ける法科大学院（以下「対象法科大学院」という。）の状況に応じた評価部会を編成するとともに、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置きます。

評価部会及び専門部会は、評価委員会委員及び専門委員から構成され、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。

専門委員は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会の議を経て決定します。

ただし、対象法科大学院に関係する評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学

院の評価に加わることはできません。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

なお、機構の評価担当者が、評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう、別に「評価実施手引書」を取りまとめるとともに、評価の透明性を確保する観点から、当該手引書を機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。

IV 評価の実施方法

(1) 評価のプロセス

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

① 法科大学院における自己評価

各法科大学院は、本要項に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、基準及び解釈指針に従って、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、記述します。各法科大学院には、すべての基準に係る状況を分析、記述することが求められます（ただし、「・・・の場合」といった条件が付されている基準及び解釈指針、並びに「・・・が望ましい」と定められた解釈指針について、これに該当しない場合には分析する必要はありません。）。

また、章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして特長や課題等を抽出し、記述します。

② 機構における評価

(i) 基準ごとに、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。

(ii) 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）の指摘を行います。

(iii) 各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、当該法科大学院に対して適格認定を与え、その旨を対象法科大学院を置く大学に通知するとともに広く社会に公表します。また、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していないものとされた場合、その旨を対象法科大学院を置く大学に通知するとともに広く社会に公表します。

(2) 評価方法

① 書面調査及び訪問調査

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、本要項に基づき各法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）の分析に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできなかった事項等を中心に調査を実施します。

なお、書面調査のうち、「第8章 教員組織」の分析に当たっては、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、教員組織調査専門部会において教員組織に係る調査（以下「教員組織調査」という。）を実施します。ただし、予備評価においては、教員組織調査は実施しません。

② 教員組織調査

(i) 趣旨

評価においては、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認します。

(ii) 実施体制

教員組織調査は、教員組織調査専門部会において実施します。

専門部会は、①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④基礎法学・隣接科目、⑤展開・先端科目、⑥法律実務基礎科目の各分野について高く広い識見を有する評価委員会委員及び専門委員をもって編成するものとします。

(iii) 対象教員

- ・ 専任教員（専任、専・他、実・専、みなし専任教員）
- ・ 法律基本科目又は必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員

(iv) 実施方法

- ・ 法律基本科目については、次の科目区分により実施します。
憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法
- ・ 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、調査対象授業科目の内容等に合わせた区分により実施します。

(3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、法科大学院における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、評価結果を確定します。

適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において評価結果を確定します。

V 評価のスケジュール

評価のスケジュールについては、本評価、追評価及び予備評価により異なります。それぞれの具体的なスケジュールについては、第2章～第4章のそれぞれの「実施時期」等に記載しています。

VI 評価結果の公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象法科大学院ごとに作成し、当該法科大学院を置く大学に提供します。また、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及び機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。
- (3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載します。

VII 追評価

本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに受けることのできる評価です。

追評価においては、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与えます。

VIII 予備評価

法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について評価し、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施するものです。

原則、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施します。ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階において評価し得ない部分については評価から除きます。そのため、予備評価は、適格認定を与えるものではありません。

なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではありません。また、予備評価を経たことによ

って、本評価を受けることを義務付けられるものでもありません。

IX 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の継続的な確保のため、機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、重点基準について、別に定めるところによって、その状況を機構に提出することとしています。

また、機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、別に定めるところによって、その対応状況を機構に提出することとしています。

上記の事項について、機構では別に「法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領」を作成し、機構のウェブサイトに掲載しますので、詳細は当該作成要領を参照してください。

X 情報公開

(1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

(2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（第1章VIにより公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとします。

第2章 法科大学院認証評価（本評価）

I 評価の内容等

1 評価の対象

法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、評価を実施します。

2 評価の内容

本評価は、対象法科大学院の教育活動等の状況を対象にして、機構が定める評価基準に基づいて実施します。評価基準は、基準と解釈指針で構成され、内容により第1章～第11章に分けられています。

評価基準は、連携法第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定する法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適格認定を与える際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与えます。

3 評価の実施時期

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
〃	11～12月	対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

（注） 本評価全体のスケジュールは、次頁に示すとおりです。

法科大学院認証評価（本評価）のスケジュール

※ 原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



II 自己評価書等の作成及び提出方法

1 自己評価書等の構成及び様式

(1) 自己評価書の構成

自己評価書は、次の構成で作成してください。

自己評価のプロセス及び自己評価書の全体的なイメージは、「**3 自己評価のプロセス**」(16頁)及び「**4 本評価における自己評価書イメージ(全体)**」(17頁)を参照してください。

- ① 現況及び特徴
- ② 目的
- ③ 章ごとの自己評価

(2) 自己評価書の様式

自己評価書は、下記及び「**2 自己評価結果等の記述要領**」に沿って、機構のウェブサイトに掲載している自己評価書様式ファイルにより、作成してください。

自己評価書様式ファイルは、一太郎版及びMS-Word版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

- ① 自己評価書は、A4縦長・横書きで作成してください。
- ② 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用してください。
- ③ 「現況及び特徴」のページ以降、中央下に通し番号を付けてください。
- ④ 見開きで左ページの左上及び右ページの右上に法科大学院(研究科・専攻)名を記述してください(表紙除く)。
- ⑤ 「章ごとの自己評価」のページには、各ページの④の法科大学院(研究科・専攻)名に加え、章の番号を記述してください。

2 自己評価結果等の記述要領

(1) 現況及び特徴

現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって**2,000字(横25字×縦40字×2段)以内**で簡潔に記述してください。なお、フォントは**明朝体9ポイント**を使用してください。

(3) 章ごとの自己評価

章ごとの自己評価は、第1章から第11章までの章ごとに、「基準ごとの分析」、「特長及び課題等」の記述の流れで行います。

なお、自己評価では基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありませんが、機構における評価では、基準ごとに、法科大学院の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。

① 基準ごとの分析

基準ごとの分析に当たっては、解釈指針の内容を踏まえ、「基準に係る状況」を記述してください。特に「・・・が必要である」と定められた解釈指針については、当該解釈指針に関する分析であることが明確になるよう、記述の後ろに当該解釈指針の番号を記述するなど工夫してください。記述に当たっては、フォントは**明朝体 10.5 ポイント**を使用し、字数は自己評価結果を基準ごとに原則として**1,600字以内**で記述してください。

「基準に係る状況」は、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとし、その際、取組や活動の内容等について、当該基準の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況を含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。また、基準ごとに、ただ根拠となるデータを示すのみでなく、教育の理念及び目標を踏まえることにより、個性や特色を表すように工夫し、記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。

また、原則として基準ごとに分析を行うこととしていますが、基準によっては、他の基準の分析状況を踏まえて記述してください（例えば、基準1-1-2、基準8-1-1等）。

なお、「・・・の場合」といった条件が付されている基準及び解釈指針、並びに「・・・が望ましい」と定められた解釈指針について、これに該当しない場合には、「該当なし」と記述してください。

② 特長及び課題等

章ごとに基準ごとの分析の中から法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、特に重要と思われる点（特長、特色ある取組、課題など）を「特長及び課題等」として抽出し、章ごとに原則として、**1,600字以内**で記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

③ 記述に当たっては、章ごとにページを改めてください。章によって、基準及び解釈指針の内容や数が異なりますので、上記①の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、章ごとの自己評価は、原則として**100,000字程度（基準（1,600字×52）＋特長及び課題等（1,600字×11章））**で、調整して記述することができます。なお、この字数制限を超える場合には、別途機構に相談してください。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1
教育の理念及び目標が適切に設定され、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

..... 「データ名」
..... (出典.....)
.....

基準1-1-2
教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

.....
..... 「データ名」
..... (出典.....)
.....

2 特長及び課題等

.....
.....
.....
.....

自己評価書様式ファイルに記載されています。

目的に照らし、解釈指針の内容を踏まえて、当該基準の状況が明確になるよう記述してください。

根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください(データ名、出典を必ず明記してください)。

以下、同様に、当該基準に係る状況について記述してください。

基準ごとの分析の中から、目的に照らして、特に重要と思われる点を抽出し、記述してください。抽出する事項がない場合は「該当なし」と記述してください。

(4) 根拠となる資料・データ等の示し方

- ① 資料・データ等は、原則として、「基準に係る状況」の本文中に記述した事項との関係が容易に確認できる位置に記載してください（コピーの貼り付けや差込でも構いません。）。その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることがないように、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。また、本文中に記載することで読みにくくなる場合、又は不開示情報等公表に相応しくない場合には、別添としてください。本文中及び別添の資料・データ等には、その名称や出典（該当頁番号を含む。）を必ず明記してください。
- ② 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- ③ 資料・データ等には、対象法科大学院で作成した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書の該当部分等も活用できます。
- ④ 資料・データ等を、本文中での記載や別添としての提出ができない場合は、別途機構に相談してください。
- ⑤ 機構の評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- ⑥ **参考資料3「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」(41～68頁)**に、基準ごとに、自己評価を行う際に必要と考えられる資料・データ等の例示を掲載しましたので、各対象法科大学院の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください。
- ⑦ 根拠となる資料・データ等のうち、次のものは、必ず提出を求めるものです。自己評価書に添付して提出してください。
 - ・シラバス（前年度開講した及び今年度開講する全ての授業科目の授業計画・授業内容・成績評価基準及び成績評価方法が記載されたもの）
 - ・学生便覧及び履修要項（教育課程、履修方法などが記載されたもの）
 - ・成績分布データ（前年度開講した全ての授業科目の成績分布データ）
 - ・様式1～4（27～30頁）
- ⑧ 教員組織調査に係る資料については、次の資料1から資料4を作成してください。

資料1及び資料2の様式ファイルは、機構のウェブサイトに掲載していますので、適宜ダウンロードしてください。資料1は、Excel版、資料2は、一太郎版、MS-Word版及びExcel版を用意しています（様式5（31頁）及び様式6（33～35頁）参照）。資料3及び資料4の様式は任意です。

また、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得た教員については、資料1から資料3に併せて資料4を作成してください。資料3及び資料4については、オムニバス授業など、対象教員が当該授業科目の一部を担当している場合には、担当する授業部分や授業内容が明確となるようにアンダーライ

ンや枠組み等の工夫により明示してください。

なお、提出方法については、Ⅱの「5 自己評価書等の提出方法」(18～19頁)及び別紙「教員組織調査に係る各資料の提出イメージ図」(36～37頁)を参照してください。

資料1：教員組織調査対象教員一覧(様式5)

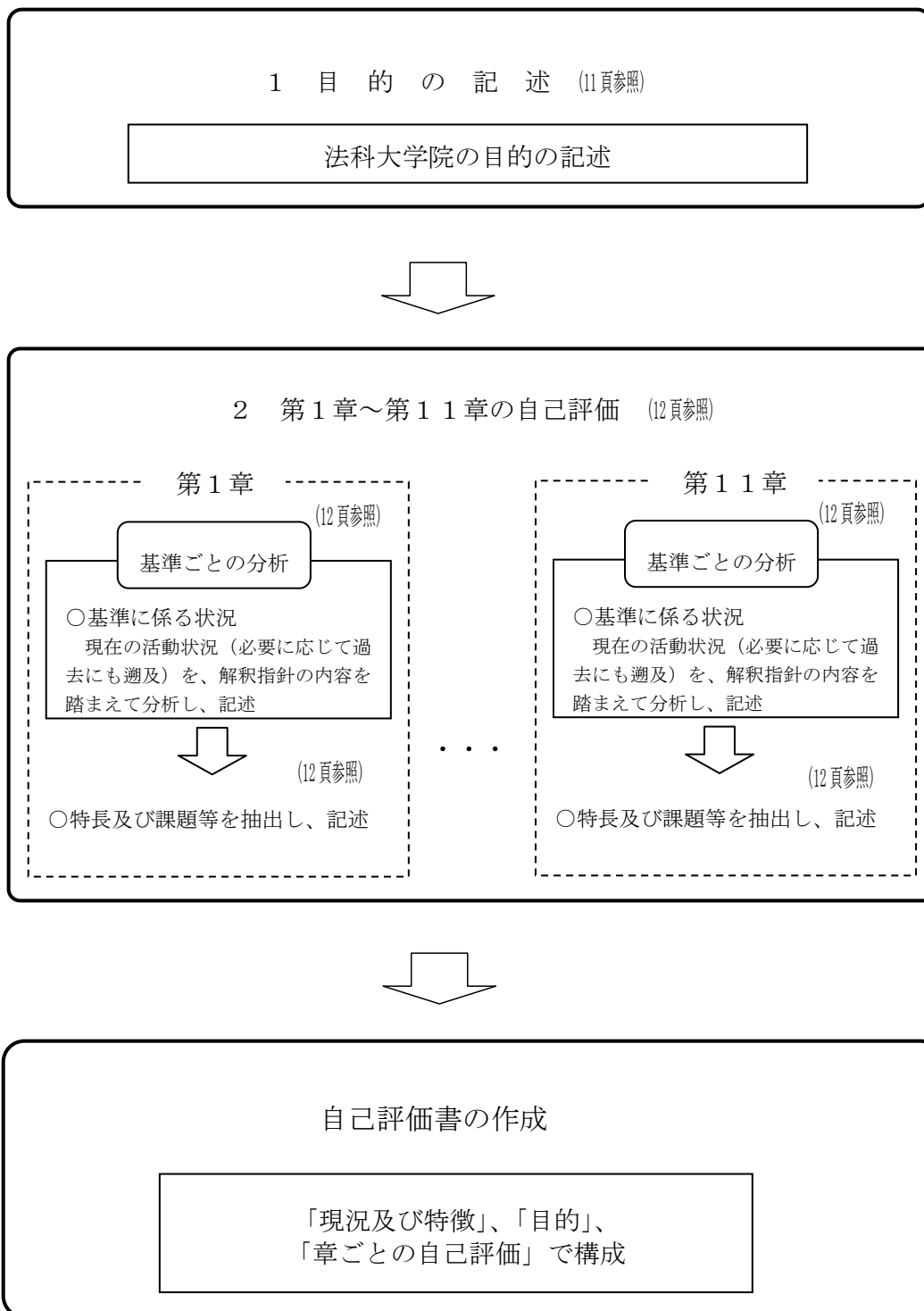
資料2：教員業績調書(様式6)

資料3：評価実施年度に担当している授業科目の概要が分かる資料(シラバスなど)

資料4：文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果(判定P可)を得た授業科目の概要が分かる資料(シラバスなど)

3 自己評価のプロセス

自己評価のプロセス



4 本評価における自己評価書イメージ（全体）

法科大学院認証評価
自己評価書

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

平成〇〇年〇月
〇〇大学

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

目次

I 現況及び特徴・・・・・・・・・・ 1
II 目的・・・・・・・・・・ 2
III 章ごとの自己評価
第1章 教育の理念及び目標・・・・ 0
第2章 教育内容・・・・・・・・・・ 0
・・・・・・・・・・ 0
・・・・・・・・・・ 0
・・・・・・・・・・ 0
・・・・・・・・・・ 0
第11章 自己点検及び評価等・・・・ 0

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

I 現況及び特徴

1 現況
(1) 法科大学院（研究科）
・専攻名・・・・・・・・・・
(2) 所在地・・・・・・・・・・
(3) 学生数及び教員数・・・・・・・・・・

2 特徴・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

-1-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

II 目的

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

-2-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 第1章

III 章ごとの自己評価
第1章 教育の理念及び目標
I 基準ごとの分析
1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1・・・・・・・・・・

(基準1-1-1に係る状況)
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

「データ名」
(出典・・・・)

・・・・・・・・・・

-3-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 第1章

基準1-1-2・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

(基準1-1-2に係る状況)
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 第〇章

2 特長及び課題等

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 第〇章

第〇章 〇〇〇〇
I 基準ごとの分析
〇-〇 〇〇〇〇

基準〇-〇-〇・・・・・・・・・・

(基準〇-〇-〇に係る状況)
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

「データ名」
(出典・・・・)

2 特長及び課題等

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 第11章

第11章 自己点検及び評価等
I 基準ごとの分析
11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1・・・・・・・・・・

(基準11-1-1に係る状況)
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

2 特長及び課題等

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

-〇-

注) は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。
注) 本文中に記載できなかった資料・データ等は、別添として提出してください。

5 自己評価書等の提出方法

(1) 提出方法

- ① ・自己評価書 20部
両面印刷したものを提出してください。ただし、表紙の裏面は白紙としてください。

・教員組織調査に係る資料 5部
資料1、資料3及び資料4については片面印刷、資料2については両面印刷したものを提出してください。
- ② 自己評価書及び教員組織調査に係る資料の電子媒体 各1部
 - 1) 自己評価書を保存した、3.5インチFD(2HD型、Windows 1.44MBフォーマット)、MO、CD-R、DVD-R、USBメモリのいずれかを提出してください。なお、自己評価書については「法科大学院(研究科・専攻)名」並びに「法科大学院認証評価(自己評価書)」と記入したラベルを貼付してください。
また、教員組織調査に係る資料については「法科大学院(研究科・専攻)名」並びに「法科大学院認証評価(教員組織調査に係る資料)」と記入したラベルを貼付してください。
 - 2) 電子媒体で提出する自己評価書及び教員組織調査に係る資料については、次の点に注意してください。
 - ・外字は使用しないでください。
 - ・漢字コードは、原則としてJIS第1、第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
(例) 単位記号、省略文字等
 - ・人名等でJIS第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお、Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。
 - ・教員組織調査に係る資料のうち、資料3及び資料4についてはPDFで提出してください。

(2) 提出締切及び提出先

- ① 提出締切 実施年度の6月末日(末日が土・日曜日の場合は直前の金曜日) 必着
- ② 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学評価・学位授与機構
評価事業部
- ③ 封筒の表面の左側部に「法科大学院認証評価自己評価書等在中」と朱書きで表示してください。

(3) その他

- ① 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。
- ② 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「現況及び特徴」、「目的」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

第3章 法科大学院認証評価（追評価）

I 追評価の内容等

1 追評価の対象

本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学からの追評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、追評価を実施します。

2 追評価の内容

追評価においては、本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに、本評価時に満たしていないと判断された基準について自己評価を行います。機構は、これについて書面調査を、また、必要に応じて訪問調査を実施し、基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、適格認定を与えます。

3 追評価の実施時期

評価実施年度	6月末	評価の申請受付締切
〃	7月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	8～12月	書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法

1 追評価の自己評価書等の構成及び様式

追評価は、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますので、「第2章 法科大学院認証評価（本評価）」の「II 自己評価書等の作成及び提出方法」（9～19頁）を参照し、満たしていないと判断された基準の自己評価を行い、自己評価書を作成及び提出してください。ただし、1の（1）の「①現況及び特徴」及び「②目的」については提出不要です。

で、2の(1)、(2)及び5の(3)の②は追評価においては該当しません。また、追評価においては、本評価時に満たしていないと判断された基準についてのみ、自己評価を行い、根拠となる資料・データ等を提出いただくこととなりますので、2の(4)の⑦及び⑧に挙げられている資料・データ等、並びに5の(1)の教員組織調査に係る資料については、必要に応じて提出してください。

さらに、以下に示すとおり、読み替えをしてください。

IIの1の「(1) 自己評価書の構成」 (9頁参照)

追評価における自己評価書は、次の構成で作成してください。

自己評価書の全体的なイメージは、「**2 追評価における自己評価書イメージ(全体)**」(23頁)を参照してください。

- ・ 基準ごとの自己評価

IIの1の「(2) 自己評価書の様式」 (9頁参照)

自己評価書は、下記及び「2 自己評価結果等の記述要領」に沿って、機構のウェブサイトに掲載している自己評価書(追評価)様式ファイルにより、作成してください。

自己評価書(追評価)様式ファイルは、一太郎版及びMS-Word版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

- ① 自己評価書は、A4縦長・横書きで作成してください。
- ② 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用してください。
- ③ 見開きで左ページの左上及び右ページの右上に法科大学院(研究科・専攻)名を記述してください(表紙を除く。)
- ④ 「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの③の法科大学院(研究科・専攻)名に加え、章の番号を記述してください。

IIの2の「(3) 章ごとの自己評価」 (12頁参照)

(3) 基準ごとの自己評価

追評価における自己評価は、本評価時に満たしていないと判断された基準ごとに、「基準ごとの分析」、「特長及び課題等」の記述の流れで行います。

なお、自己評価では基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありませんが、機構における評価では、基準ごとに、法科大学院の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。

- ① 基準ごとの分析
IIの2の(3)の①に同じ

② 特長及び課題等

基準ごとに法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、特に重要と思われる点（特長、特色ある取組、課題など）を「特長及び課題等」として抽出し、基準ごとに原則として、**1,600字以内**で記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

③ 記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。基準によって、解釈指針の内容や数が異なりますので、上記①の基準の字数制限を超える場合には、別途機構に相談してください。

Ⅱの5の「(2) 提出締切及び提出先」 (18頁参照)

- ① 提出締切 実施年度の7月末日（末日が土・日曜日の場合は直前の金曜日）必着

2 追評価における自己評価書イメージ（全体）

法科大学院認証評価
(追 評 価)

自 己 評 価 書

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

平成〇〇年〇月
〇 〇 大 学

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

目 次

I 基準ごとの自己評価
 基準〇-〇-〇・・・・・・・・・・ 1
 基準〇-〇-〇・・・・・・・・・・ 〇
 ・
 ・
 ・

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

I 基準ごとの自己評価

1 基準ごとの分析

基準〇-〇-〇・・・・・・・・・・
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(基準〇-〇-〇に係る状況)
 ・・・・・・・・・・・・・・・・

「データ名」
 ・・・・・・・・・・・・・・・・
 (出典・・・・)

2 特長及び課題等
 ・・・・・・・・・・・・・・・・
 ・・・・・・・・・・・・・・・・

-1-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

1 基準ごとの分析

基準〇-〇-〇・・・・・・・・・・
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(基準〇-〇-〇に係る状況)
 ・・・・・・・・・・・・・・・・

「データ名」
 ・・・・・・・・・・・・・・・・
 (出典・・・・)

2 特長及び課題等
 ・・・・・・・・・・・・・・・・
 ・・・・・・・・・・・・・・・・

-2-

-3-

・・・・・・・・

注) 本文中に記載できなかった資料・データ等は、別添として提出してください。

第4章 法科大学院認証評価（予備評価）

I 予備評価の内容等

1 予備評価の対象

初年度の入学者（3年課程）が修了以前の段階にある法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、予備評価を実施します。

2 予備評価の内容

予備評価においては、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますが、修了生を出していることが前提となっている基準の該当部分は評価から除きます。また、対象法科大学院によっては、学年進行中であるため「基準に係る状況」が十分に記述できない基準があることが考えられますので、該当部分については、その現状や計画の状況を記述してください。

予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知しますが、文部科学大臣への報告及び社会への公表を行うものではありません。ただし、「第1章 法科大学院認証評価の概要」の「X 情報公開」に記載のとおり、機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、独立行政法人等情報公開法に基づき、不開示情報に当たらない限り、開示する必要があります。

3 予備評価の実施時期

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
〃	11～12月	対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知

II 予備評価の自己評価書の作成及び提出方法

予備評価は、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますので、「第2章 法科大学院認証評価（本評価）」の「II 自己評価書等の作成及び提出方法」（9～19頁）を参照してください。ただし、予備評価においては教員組織調査は実施しませんので、2の（4）の⑧に挙げられている資料・データ等及び5の（1）の教員組織調査に係る資料については該当しません。

さらに、以下に示すとおり、読み替えをしてください。

IIの2の「（1）現況及び特徴」（9頁参照）

現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載します。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって **2,000字（横25字×縦40字×2段）以内**で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

IIの2の「（2）目的」（11頁参照）

③ 記述内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載します。

科目別専任教員数一覧

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

科目	法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・先端科目
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
人数										
専任教員名	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開設授業科目(当該年度入学者適用)を担当する専任教員について記入してください。
 なお、隔年開講やカリキュラム改編直後のため、評価実施年度に開講されていない授業科目を担当する専任教員についても記入してください。
- 2 科目別専任教員数一覧における「専任教員」とは、様式3の教員分類別内訳の「略称」のうち、「専・専・他、実・専、実・み」に該当する教員のことをいいます。
- 3 「専任教員名」については、担当する授業科目が該当する「科目」ごとに教員名を記入し、「科目」ごとに記入された専任教員の数を「人数」に記入してください。
 なお、複数の授業科目を担当しており、該当する「科目」が複数に渡る場合は、それぞれの「科目」において当該教員名を記入し、「人数」に算入してください。
 また、複数の授業科目を担当しているが、いずれも同一「科目」に該当する場合は、該当する「科目」において1人として計算してください。
 (例:1人の教員が「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」(すべて法律基本科目(民事訴訟法))及び「倒産法」(展開・先端科目)を担当している場合は、「民事訴訟法」と「展開・先端科目」のそれぞれに当該教員名を記入し、それぞれにおいて1人として計算してください。)
- 4 「専任教員名」の括弧内には、様式3の教員分類別内訳の「略称」のうち、「専・専・他、実・専、実・み」のいずれかを記入してください。

教員組織調査対象教員一覧

※ チェック欄	大学名	No.	分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	教育・実務経験年数		担当授業科目				※ 項目ごとの判定		※ 判定の理由 (具体的内容・その他備考)	備 考		
									実務家教員の 職種	年数	授業科目名	単位数	集・オ・共	分野	教育経験 又は 実務経験	研究業績 又は 実務実績				

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
- 2 ※印が付いている欄については、空欄のままとしてください。
- 3 対象となる教員①専任教員全員(専・専・他、実・専・実・み)、②法律基本科目又は必修科目を担当する兼任及び兼任教員)について、教員分類(専・専・他、実・専・実・み、兼任、兼任)ごとに、教授、准教授、講師、助教の順に記入してください。また、一つの行枠は、一授業科目ごとに記入してください。
- 4 「No.」については、「教員業績調書」の「番号」と同じ番号を記入してください。
- 5 「分類」については、教員分類(専・専・他、実・専・実・み、兼任、兼任)を記入してください。
- 6 「職名」については、職種(教授、准教授、講師、助教)を記入してください。
- 7 「教育・実務経験年数」の「年数」については、研究者教員(専・専・他、兼任、兼任)は法科大学院での教育経験年数を記入してください。なお、法科大学院での教育経験年数には、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数の2分の1の年数を算入したものを記入してください。(例:法科大学院における教育経験年数が3年、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数が8年ある教員の場合は、 $3 + 8 \div 2 = 7$ (年)となります。)
実務家教員(実・専・実・み、兼任、兼任)は実務経験年数を記入してください。なお、複数の職種の実務経験がある場合には、職種ごとに記入してください。(例:裁判官の経験年数が7年11ヶ月及び民間企業勤務の経験年数が6年10ヶ月の教員の場合には、「実務家教員の職種」は『裁判官/その他』、「年数」は『7. 11/6. 10』となります。)
- 8 「教育・実務経験年数」の「実務家教員の職種」については、実務家教員(実・専・実・み、兼任、兼任)が法曹としての実務の経験を有する場合には、職種に応じて『裁判官』、『検察官』、『弁護士』と記入してください。法曹以外の実務の経験を有する場合には『その他』と記入してください。
- 9 「担当授業科目」については、評価実施年度の入学者に適用される開設授業科目を記入してください。
- 10 「担当授業科目」の「単位数」の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目の単位数に対する担当する教員ごとの担当時間数の割合により記入してください。また、複数のクラスを担当している場合は、さらにクラス数を乗じた単位数を記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例:授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該授業科目を2人の教員で担当(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)し、どちらも2クラスを担当する場合には、それぞれ、 $2 \text{単位} \times 2 \text{クラス} \times 20 \text{時間} \div 30 \text{時間} = 2.66 \dots \approx [2.7]$ 、 $2 \text{単位} \times 2 \text{クラス} \times 10 \text{時間} \div 30 \text{時間} = 1.32 \dots \approx [1.3]$ となります。)
- 11 「担当授業科目」の「集・オ・共」については、集中講義の場合には『集』、オムニバス授業の場合には『オ』、共同授業の場合には『共』と記入してください。なお、複数の該当する場合には、該当するものをすべて記入してください。また、1つの授業科目を複数教員が担当している場合には、責任者教員の『オ』又は『共』の欄内を黄で塗りつぶしてください。
- 12 「担当授業科目」の「分野」については、法律基本科目においては、憲法分野は『憲法』、行政法分野は『行政法』、民法分野は『財産法』又は『家族法』、商法分野は『会社法』又は『会社法以外』、民事訴訟法分野は『民事訴訟法』、刑法分野は『刑法』、刑事訴訟法分野は『刑事訴訟法』と記入してください。法律実務基礎科目においては、職種に応じて裁判官であれば『法律実務(裁)』、検察官であれば『法律実務(検)』、弁護士であれば『法律実務(弁)』と記入してください。基礎法学・隣接科目においては、『基礎法学・隣接科目』と記入してください。展開・先端科目においては、授業科目の内容に応じて『倒産法』、『租税法』、『経済法』、『知的財産法』、『労働法』、『環境法』又は『国際関係法』と記入してください。ただし、7つの分類に分けることができない授業科目については『その他』と記入してください。また、複数の分野にわたる場合は、該当する分野をすべて記入してください。
- 13 「備考」については、過去に、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た者は、当該審査の年月、当該審査に係る大学名、教員分類(専・専・他、実・専・実・み)、職名、授業科目名及び結果(判定P可)を記入してください。

教員業績調書

○年○月○日現在

番号		分類		職名		氏名		年齢	
学 歴 等									
年 月		事 項							
職 歴									
年 月		事 項							
賞 罰									
年 月		事 項							

教育上の能力に関する事項				
事項		年月	概要	
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書、教材等				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備考
著書				
論文				
その他				

法律実務に関する活動	
年 月	事 項
学会及び社会における活動等	
年 月	事 項
その他事項	

- (注) 1 「番号」については、対象教員ごとに番号を記入してください。
- 2 資格・免許については、「学歴等」に記述してください。
- 3 「教育上の能力に関する事項」、「研究業績等に関する事項」、「法律実務に関する活動」及び「学会及び社会における活動等」については、上段には前回の法科大学院認証評価を受けた時点までの実績を、下段にはそれ以後の実績を記述してください。
ただし、これまでに機構の実施する教員組織調査を受けていない教員については、下段に全ての実績を記述してください。
- 4 「研究業績等に関する事項」については、著書、学術論文等が共著の場合は、本人の担当部分〔掲載頁（P〇～P〇）〕を記述してください。なお、担当部分を抽出することが困難な場合には、「備考」にその理由を記述してください。
また、「備考」には、「著書」の場合は、総頁数を記入してください。「論文」の場合は、誌名、巻数・号数、はじめの頁—おわりの頁を記入してください。
- 5 「研究業績等に関する事項」について、当該調書の作成時において未発表のものは記述しないでください。ただし、現在出版準備中のものについては、「備考」にそのことが分かるよう（例：〇月刊行予定）記載の上、記入することができます。
- 6 「その他事項」については、上記の項目以外に記述すべき事項がある場合に記述してください。
- 7 このほか、当該教員が担当する授業科目の概要の分かる資料（例えば、シラバス等）を添付してください。

別 紙

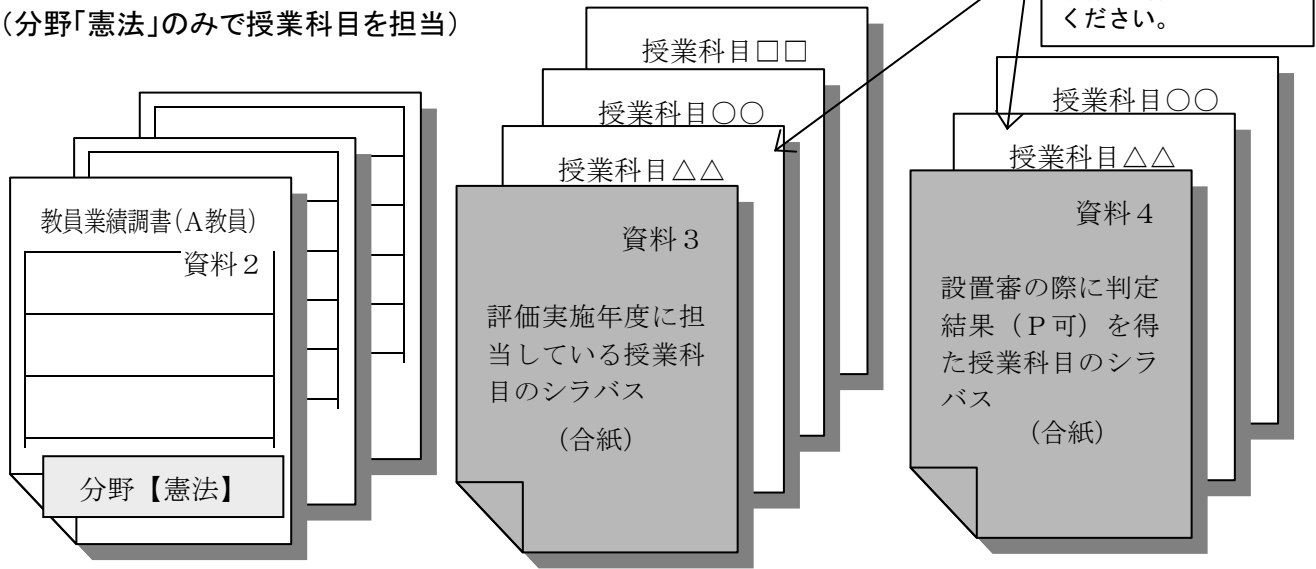
教員組織調査に係る各資料の提出イメージ図

評価実施年度に担当する授業科目の分野が、「教員組織調査対象教員一覧」において複数の分野にわたるか否かによって資料の作成方法が異なります。

「教員組織調査対象教員一覧」における分野：
憲法、行政法、財産法、家族法、会社法、会社法以外、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、
法律実務（裁）、法律実務（検）、法律実務（弁）、基礎法学・隣接科目、倒産法、租税法、
経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法、その他

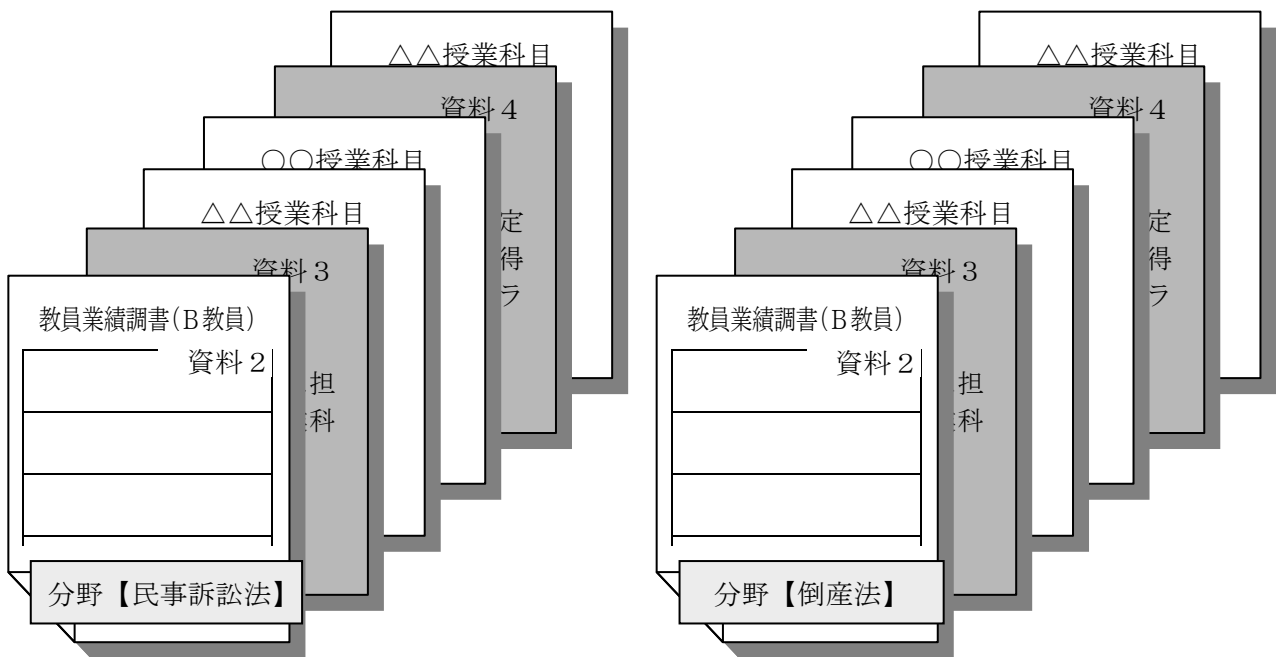
(例 1) A教員が同一分野で複数の授業科目を担当している場合

(分野「憲法」のみで授業科目を担当)



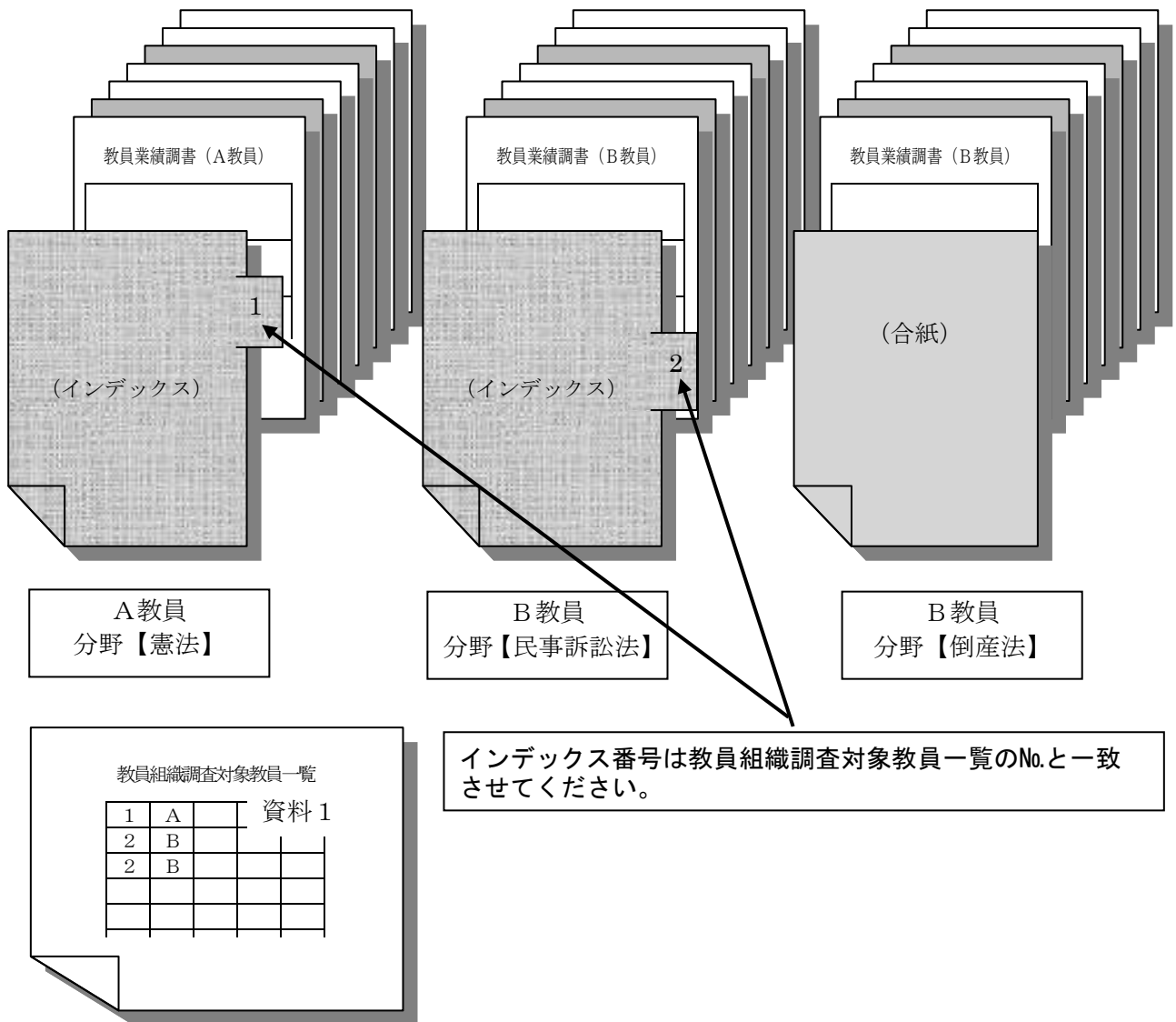
(例 2) B教員が異なる分野で授業科目を担当している場合

(分野「民事訴訟法」と分野「倒産法」で授業科目を担当)



※同一教員であっても異なる分野で授業科目を担当している場合は、分野ごとに「教員業績調書」を添付してください。「教員業績調書」は、複数の分野に関する内容が記載されたものを作成し、各分野に同じものを添付してください。

<資料提出のイメージ図>



「教員組織調査対象教員一覧」に登載の教員順に、教員業績調書等の資料を綴ってください。教員ごとにインデックス付き合紙を挿入してください。一教員が異なる分野間で授業科目を担当している場合には分野ごとに合紙（色紙）を挿入して下さい。

基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示

ここには、基準ごとに、自己評価を行う際に必要と考えられる資料・データ等を、枠の中に例示してあります。これらはいくまでも例示であり、必ずしも全ての資料・データ等を求めるものではありません。各法科大学院の目的や状況等に応じて資料・データ等をご用意いただき、自己評価書に貼付もしくは別添として提出してください。

ただし、「自己評価実施要項」14頁の「(4) 根拠となる資料・データ等の示し方」の⑦に挙げられている資料・データ等については、自己評価書の別添として必ず提出いただくものになりますので、ご注意ください。

第1章 教育の理念及び目標

1-1 教育の理念及び目標

1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

解釈指針 1-1-1-1

教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。

解釈指針 1-1-1-2

教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。

教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示され、周知及び公表されたことが把握できる資料（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）

1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

解釈指針 1-1-2-1

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）、並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

- 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- 教育課程編成のコンセプトが明示された資料（履修モデル等）
- 学生数の状況（様式2）
- 学生の学業成績が把握できる資料（評価実施前年度の成績分布データ等）
- 修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。

解釈指針 2-1-1-2

学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。

- 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- 開設授業科目一覧（様式1）
- 教育課程編成のコンセプトが明示された資料（履修モデル等）
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- 法学系の学部の教育の理念及び目標、カリキュラム及びコース編成が把握できる資料（学部概要等）
- 多様なバックグラウンドを備えた学生（社会人、他学部出身者等）のニーズに応じた学修指導の実施体制が把握できる資料（例えば、長期履修制度を採用している場合は研究科規則、履修要項、長期履修計画書など長期履修制度の内容が把握できる資料、また夜間コースを開設している場合は履修要項、カリキュラム及びコース編成など夜間コースの内容が把握できる資料）

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2-1-2-1

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。

解釈指針 2-1-2-2

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目である。

解釈指針 2-1-2-3

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容を備えた授業科目である。

解釈指針 2-1-2-4

展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。

開設授業科目一覧（様式1）

授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

解釈指針 2-1-3-1

例えば、法律基本科目に当たる授業科目が、展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。

開設授業科目一覧（様式1）

授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

- 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- 開設授業科目一覧（様式1）
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等）

2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- （1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） 10単位
- （2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32単位
- （3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12単位

- 開設授業科目一覧（様式1）
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等）

2-1-6：重点基準

（1）基準2-1-2（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

解釈指針 2-1-6-1

法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。

- 開設授業科目一覧(様式1)
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料(シラバス等)
- 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料(研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等)
- 法情報調査及び法文書作成の教育内容について指導が行われていることが把握できる資料(履修要項、シラバス、レジユメのほか、ガイダンスで指導している場合はガイダンスの案内及び配付資料など、ガイダンスの対象者、指導内容等が把握できる資料)

2-1-7：重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

- 開設授業科目一覧(様式1)
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料(シラバス等)
- 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料(研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等)

2-1-8：重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

- 開設授業科目一覧(様式1)
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料(シラバス等)
- 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料(研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等)

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

- 休講となった授業科目における補講等の措置が講じられていることが把握できる資料
- 開設授業科目一覧(様式1)
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料(シラバス等)
- 1単位あたりの授業時間数や授業期間等が明示された資料(研究科規則、履修要項、授業時間割表、学年暦等)

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針3-1-1-1

法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。(なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。)

解釈指針 3-1-1-2

基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次の各号に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針 3-1-1-3

基準 3-1-1 に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。

- 開設授業科目一覧（様式 1）
- 他専攻等の学生による法科大学院の授業科目の履修に関する取扱いについて定めた規則
- 科目等履修生の取扱いについて定めた規則

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3-1-2-1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。

75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。（解釈指針 3-2-1-3 及び解釈指針 3-2-1-4 を参照。）

- 開設授業科目一覧（様式 1）

3-2 授業の方法

3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。

解釈指針 3-2-1-2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針 3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。

解釈指針 3-2-1-4

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められるとともに、法学未修者1年次においては、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向的又は多方向的な討論形式を基本としつつ、必要に応じて、講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫が図られていることが必要である。

解釈指針 3-2-1-5

法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。

解釈指針 3-2-1-6

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。
- (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。
- (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準10-1-1に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。

解釈指針 3-2-1-7

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。

- 開設授業科目一覧（様式1）
- 授業科目の実施計画、授業内容及び使用教材が記載された資料（シラバス等）
- エクスターンシップ及びクリニックについて、実施要項、受入先、実施状況等が把握できる資料
- エクスターンシップ及びクリニックについて、関連法令の遵守、守秘義務及び報酬に関する誓約書、研修先と交わした協定書、又は事前のガイダンスの内容が把握できる資料
- エクスターンシップについて、法科大学院の教員による指導監督及び成績評価に関する責任体制が把握できる資料（研修先と交わした協定書、実施要項、成績報告書等）
- 授業時間割表
- 予習及び復習に関して、教員から指示がなされていることを示す資料（履修要項、シラバス、レジュメ、掲示物等）
- 施設、設備及び図書の状態を示す資料（施設見取図、設備一覧、図書一覧等）
- 学生の学修に関する支援体制が把握できる資料（クラス担任制度の概要、TAの活用状況、オフィスアワー一覧等）
- 集中講義について、評価実施前年度及び評価実施年度分の詳細（開講時期、総開講数、学生の履修状況、講義日程・時間割、試験の実施日等）が把握できる資料

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

解釈指針3-3-1-1

各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準3-3-1の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれ6単位を限度として履修登録させることができる。

- (1) 法学未修者1年次に配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目。
- (2) 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。

解釈指針3-3-1-2

法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。

これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-3

解釈指針3-3-1-1に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとすることができる。

解釈指針 3-3-1-2 に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針 3-3-1-4

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-1 において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、解釈指針 3-3-1-2 において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

- 履修科目登録可能な単位数の上限について定めた規則等
- 長期履修制度の内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項、長期履修計画書等）

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

解釈指針 4-1-1-1

基準 4-1-1 における各授業科目における「達成度」は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。

解釈指針 4-1-1-2

基準 4-1-1 (1) における「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。

解釈指針 4-1-1-3

基準 4-1-1 (2) にいう「措置」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。

解釈指針 4-1-1-4

基準 4-1-1 (3) にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ及び筆記試験における成績評価の基準を含む。

解釈指針 4-1-1-5

基準 4-1-1 (5) にいう「再試験」とは、筆記試験の成績を考慮要素とする成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての一般的な方針、成績評価における考慮要素等について定めていることが把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス等）
- 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていることが把握できる資料（履修要項等）
- 評価実施前年度に開講した全ての授業科目における成績分布の状況が把握できる資料（成績分布データ）
- 各授業科目の達成度を示した資料（シラバス等）
- 各授業科目における成績評価の考慮要素を示した資料（シラバス等）
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料

4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4-1-2-1

進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。

解釈指針 4-1-2-2

進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。

解釈指針 4-1-2-3

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。

- | |
|--|
| <p>□進級制の対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）など、進級制について定めた内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項等）</p> <p>□GPA制度について定めた内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項等）</p> |
|--|

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

解釈指針4-2-1-1

基準4-2-1(1)ウのただし書に定める単位数は、基準2-1-5のただし書による単位数に限るものとする。

解釈指針4-2-1-2

法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定について定めた規則<input type="checkbox"/> 他の機関において修得した授業科目の単位認定について定めた規則<input type="checkbox"/> 他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料（シラバス等）<input type="checkbox"/> GPA制度について定めた内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項等） |
|--|

4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定について定めた規則 |
|---|

4-3 法学既修者の認定

4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

解釈指針4-3-1-1

「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、基準4-2-1(1)ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。

解釈指針4-3-1-2

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。

解釈指針4-3-1-3

法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。

解釈指針 4-3-1-4

法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針 4-3-1-5

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことは認められない。ただし、当該法科大学院がそのような結果を考慮することが法学既修者としての認定を行うために必要である理由を明らかにしている場合は、この限りでない。

解釈指針 4-3-1-6

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。

- 法学既修者の認定について定めた規則
- 法律科目試験の問題
- 入学者選抜要項
- 入試説明会の配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所

第 5 章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針 5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」の対象として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。
- (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。

解釈指針 5-1-1-2

「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了生を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。
- (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。
- (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。

解釈指針 5-1-1-3

「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。
- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、相互に連携する機会を十分に確保すること。

解釈指針 5-1-1-4

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が適切に実施されていることをいう。

- ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する委員会組織の関係図等、役割と責任が把握できる資料（委員会規則等）
- FDに関する委員会の開催状況・内容、研修会及び講演会の実施状況・内容が把握できる資料（委員会の議事要旨、配付資料、参加状況、実施状況一覧、研修会や講演会の開催案内、配付資料、参加状況、実施状況一覧等）
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等（アンケートの内容、実施方法、回収率、集計結果、改善措置等）
- 学生投書箱、意見箱、要望ボックス等に寄せられた意見、意見への対応、制度の活用状況が把握できる資料

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

解釈指針 6-1-1-1

「必要な情報」とは、解釈指針 1-1-2-1-1 に定める事項をいう。

- アドミッション・ポリシーが周知されたことが把握できる資料（入学者選抜要項等の刊行物やウェブサイト等）
- 入試説明会等の開催状況（日時、場所等）が把握できる資料（実施状況一覧、参加状況及び配布資料等）

6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

入学者選抜の実施体制について把握できる資料（委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等）

6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

解釈指針 6-1-3-1

入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。

- (1) 入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく高い場合には、それが不当な措置によるものでないことが明らかであること。
- (2) 入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。
- (3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。

入学者選抜要項
 入学資格を示す資料（研究科規則等）
 入学試験問題
 学生数の状況（様式2）
 入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所
 寄附について定めた規則、実際の募集状況が把握できる資料
 身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。

解釈指針 6-1-4-2

入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。

- 入学者選抜要項
- 入学試験問題
- 適性試験の成績の利用に関する方針や合格者における適性試験の平均点・最低点などが把握できる資料

6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針 6-1-5-1

多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

- (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価できるよう努めていること。
- (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。
- (3) 入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。
- (4) (3)の割合が2割に満たない場合には、入学者選抜の実施状況を公表するとともに、その満たなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

- 入学者選抜要項
- 学生数の状況 学生数の状況、当該法科大学院における実務等の経験を有する者及び他学部出身者の定義を明示した資料（様式2）
- 多様な知識又は経験を有する者が入学していることが把握できる資料

6-2 収容定員及び在籍者数等

6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

解釈指針 6-2-1-1

「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。

- 学生数の状況（様式2）
- 在籍者数が収容定員を上回った状態が恒常的なものとならないための措置を講じていることが把握できる資料（会議資料、議事要旨等）

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

- 学生数の状況（様式2）
- 入学者数が入学定員と乖離しないよう努めていることが把握できる資料（会議資料、議事要旨等）

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

解釈指針 6-2-3-1

「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。

- 学生数の状況（様式2）
- 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- 科目別専任教員数一覧（様式4）
- 修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料
- 入学者選抜の改善への取組を行っていることが把握できる資料（会議資料、議事要旨等）

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

解釈指針 7-1-1-1

「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。

解釈指針 7-1-1-2

「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮がなされていることが必要である。

- (1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮がなされていること。
- (2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がなされていること。

解釈指針 7-1-1-3

「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるように、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針 7-1-1-4

「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）
- 履修指導、学習相談、各種の助言等の実施体制が把握できる資料（履修要項等）
- オフィスアワーについて、各教員のオフィスアワーの日時、場所又は面談の予約の方法等が明示された資料や周知状況が把握できる資料（利用案内、ウェブサイト等）
- 学生の学習支援の利用状況や具体的事例が把握できる資料
- 学習相談等のために整備された施設等に関する資料
- 学生投書箱、意見箱、要望ボックスなど学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- 各教育補助者による学習支援体制について定めた規則等

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7-2-1-1

「経済的支援」とは、入学科・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。

解釈指針 7-2-1-2

「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。

- 奨学金や教育ローン等の募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- 経済的支援及び学生生活に関する相談助言体制の整備状況、利用実績が把握できる資料
- 各種ハラスメント等に対応するための体制が把握できる資料（組織規則、ガイドライン等）
- 保健センター、学生相談室等の概要が把握できる資料

7-3 障害のある学生に対する支援

7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

- 障害のある学生に対して整備された施設及び設備の状況が把握できる資料
- 障害のある学生に対して行っている修学上の支援及び実習上の特別措置が把握できる資料
- 支援スタッフ（ノートテイカー等）の配置状況が把握できる資料

7-4 職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

- 職業支援（キャリア支援）に関する情報を提供していることが把握できる資料（採用案内等）
- 相談窓口の概要、相談員の配置状況、学生の利用状況等が把握できる資料
- 職業支援（キャリア支援）に関する体制が把握できる資料（委員会、センターの概要、組織図等）
- 説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、参加状況等）

第8章 教員組織

8-1 教員の資格及び評価

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

- 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針 8-1-2-1

基準 8-1-2 に定める専任教員は、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針 8-1-2-2

基準 8-1-2 に定める専任教員は、平成 25 年度までの間、解釈指針 8-1-2-1 にかかわらず、同基準に定める教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準 8-1-2 に定める専任教員の数のすべてを算入することができる。

教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

教員の採用及び昇任について定めた規則

8-2 専任教員の配置及び構成

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 1 人の専任教員が置かれていること。

解釈指針 8-2-1-1

基準 8-2-1 により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について 1 専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。

解釈指針 8-2-1-2

基準 8-2-1 により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。

解釈指針 8-2-1-3

法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準 8-2-1 に定める数を超えて、専任教員が適切に置かれていることが望ましい。

教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）

科目別専任教員数一覧（様式 4）

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針 8-2-2-1

専任教員の科目配置について、入学定員100人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の専任教員が各科目に置かれていることが必要である。

- (1) 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員が置かれていること。
- (2) 入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に4人、刑事法系に4人、民法に関する分野に4人、商法に関する分野に2人、民事訴訟法に関する分野に2人の専任教員が置かれていること。

- 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- 科目別専任教員数一覧（様式4）

8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

解釈指針 8-2-3-1

「専任教員の科目別配置等のバランス」については、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。

- 開設授業科目一覧（様式1）
- 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- 科目別専任教員数一覧（様式4）

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針 8-2-4-1

基準8-2-4に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。

解釈指針 8-2-4-2

基準8-2-4に定めるおおむね2割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。

- 教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）
- 実務家・みなし専任教員が教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることが把握できる資料（教授会等の構成について定めた規則等）

8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

- 教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）

8-3 教員の教育研究環境

8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

解釈指針 8-3-1-1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 20 単位以下であることが望ましい。なお、年間 30 単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。

- 教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）

8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

- 研究専念期間について定めた規則等

8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

- 専任教員の教育上及び研究上の職務を補助する職員の配置状況・業務内容等が把握できる資料

第 9 章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

解釈指針 9-1-1-1

「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

解釈指針 9-1-1-2

「法科大学院の運営に関する会議」は、当該法科大学院の専任教授により構成されることが必要である。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。

解釈指針 9-1-1-3

法科大学院の運営の独自性を担保するために、解釈指針 9-1-1-1 の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていることが必要である。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）
<input type="checkbox"/> 法科大学院の運営に関する会議の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等） |
|---|

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 管理運営を行うための事務体制、人員の配置状況が把握できる資料（事務組織図、事務組織規程等） |
|--|

9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

解釈指針 9-1-3-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設け、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 予算・決算に関する資料
<input type="checkbox"/> 法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する機会を設けていることが把握できる資料（予算に関するヒアリング及び協議の概要等） |
|--|

第 10 章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設、設備及び図書館等

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習そ

の他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 10-1-1-1

「教室」、「演習室」及び「実習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-2

「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

また、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、「自習室」の配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-3

「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-4

「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。

図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-5

「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-6

教員が学生と面談できる独立したスペースが確保されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-7

図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあることが必要である。

- 法科大学院が管理する施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 自習室の利用案内
- 各施設に備えられた設備・機器リスト等
- 図書館案内
- 図書及び資料に関するデータ（法学系図書の蔵書数等）
- 図書館に携わる職員の専門的能力を示す資料（職員の資格、研修の参加状況等）
- 図書館を含む各施設を運営する組織の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）

第 11 章 自己点検及び評価等

11-1 自己点検及び評価

11-1-1 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

解釈指針 11-1-1-1

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 成績評価の状況
- (3) 入学者選抜の状況
- (4) 学生の在籍状況
- (5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
- (6) 修了者の進路及び活動状況

解釈指針 11-1-1-2

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。

- 自己点検及び評価について定めた規則
- 自己点検及び評価の実施体制及び実施状況が把握できる資料
- 自己点検・評価報告書
- 自己点検及び評価の結果に基づく教育活動等の改善を行う体制が把握できる資料（各種委員会の所掌事項を定めた組織図等）
- 自己点検及び評価の結果に基づく教育活動等の改善への取組の状況及びその過程が把握できる資料

11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 11-1-2-1

「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」には、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者が含まれていることが必要である。

- 自己点検及び評価の結果について検証を行う体制が把握できる規則
- 自己点検及び評価の結果について検証を行ったことが把握できる資料（会議資料、議事要旨、自己点検及び評価の結果についての検証結果をまとめた報告書等）

11-2 情報の公表

11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

解釈指針 11-2-1-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項の積極的な提供とは、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されていることをいう。

- (1) 設置者
- (2) 教育の理念及び目標
- (3) 教育上の基本組織
- (4) 教員組織
- (5) 収容定員及び在籍者数
- (6) 入学者選抜
- (7) 標準修業年限
- (8) 教育課程及び教育方法
- (9) 成績評価、進級及び課程の修了
- (10) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (11) 修了者の進路及び活動状況

解釈指針 11-2-1-2

解釈指針 11-2-1-1 (4) には、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料を含む。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表されていることが望ましい。

- 教育活動等に関する重要事項を記載した文書（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- 自己点検及び評価の結果が掲載された刊行物、ウェブサイト
- 教員の情報開示に関する資料

1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1

「評価の基礎となる情報」には、基準 1 1 - 2 - 1 に定める法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、並びに自己点検及び評価の結果に関する文書を含む。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2

「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。

保管されている情報の種類及び保管方法が把握できる資料（文書管理規程等）

る大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に關し學識経験のある者のうちから機構長が運営委員の意見を聽いて委嘱する。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則〕

(目的)

第一条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)以下「運営規則」という。第十四条第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 運営規則第十四条第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができ、
3 運営規則第十四条第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三条 委員長及び副委員長は、委員会の互選により選任する。
2 委員長は、委員会の会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 委員会の庶務は、評価事業部法科大学院評価課において処理する。
第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則〕

(総則)

第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の職掌の手続きその他その運営に關し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学(以下「評価対象大学」という。)(一)と

2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)第十四条第四項に規定する委員(以下「委員」という。)及び同条第四項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、委員長が指名する。
3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長を指名する。
6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)
第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長を指名する。
6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営連絡会議を置く。
2 当該会議に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該会議に主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 主査は、当該会議の事務を掌理する。
5 当該会議のうちから主査を指名する委員及び専門委員のうちから主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員のうちから主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 評価部会の会議は、部長が招集し、議長となる。
2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前各項の規定は、専門部会及び運営連絡会議の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営連絡会議」と、「部長」とあるのは「運営連絡会議」において「主査」と読み替えるものとする。

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営連絡会議」において自己の關係する大学に關する事項については、その議事の議決に加わることができない。
(会議の公開)
第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に關する審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあるを判断した場合
二 その他委員長が必要と認める場合
(雑則)
第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抄)〕

第二章 法人文書の開示

(法人文書の開示義務)
第五条 請求に係る法人文書は、開示請求があつたときは、開示請求者(以下「請求者」という。)のいづれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。
一 個人に關する情報(事業を営む個人の当該事業に關する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
法人その他の団体(國、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)(一)に關する情報又は事業を営む個人の当該事業に關する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で

あると認められるもの
三 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に國民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 國若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に國民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 國若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に國民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 國若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

ともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数(次項に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。))の専任教員を置くものとする。

3 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

4 第二項の規定による当該共同教育課程を編成する専門分野の別に、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用して得られたならば当該専攻に置くものとされる専任教員数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができ。

5 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれ別の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

6 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であつて、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う

者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替へるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

(法科大学院の入学者選抜)

第三条 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

(法科大学院の収容定員)

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

第五号 法科大学院(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法以外のもの)をいう。)

四 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法以外のもの)をいう。)

四 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する法科大学院(以下この項において「構成法科大学院」という。)は、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目を、当該構成法科大学院のうち他の法科大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

【大学院に専攻ごとに置くものとされる教員の数について定める件】(文部科学省告示第七十五号)

一 大学院には、専門分野の別に専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定める

ところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くこととし、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定める場合においても、それらの表に定める研究指導教員と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に、必要な数の研究指導教員を置くものとする。

四 第一号から前号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から前号の規定を適用して得られる研究指導教員の数(次号において「全体研究指導教員数」という。))及び研究指導補助教員の数(次項において「全体研究指導補助教員数」という。))をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」と「大学院別研究指導補助教員数」という。))の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。

五 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員がこれを兼ねることができ。

六 第四号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員の数(以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用して得られたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院を置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができ。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)】

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第四十条第四項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十五条において読み替へて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会(以下この項において「評価委員会」という。)から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令(抄)】

(大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する事項)

第十六条 機構は、機構法第十六条第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があつた場合を除き、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第七十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十七条 機構は、機構法第十六条第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(抄)】

第六章 評価委員会等

第十四条 機構は、法科大学院からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価(以下この条において「法科大学院認証評価」という。)について審議する法科大学院認証評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う法科大学院認証評価に、必要な事項を定めるについては、法科大学院認証評価委員会の議を定めてこれを行うものとする。

3 法科大学院認証評価委員会は、委員三十人以上で組織し、委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者を並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。

4 法科大学院認証評価委員会に、機構が行う法科大学院認証評価に関し専門的事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有す

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修得要件)

第十五条 専門職学位課程の修得の要件は、専門職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位に修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

第五節 施設及び設備等

(専門職大学院の諸条件)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をおげることができると認められるものとする。

第六章 法科大学院

(法科大学院の課程)

第十八条 第二項第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に關し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二項第一項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第二十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修によ

り修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院を超えては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を履修するもの、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの、当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該法科大学院が修得要件として定める三十単位を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修得要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に關し、第二十三條に規定する在学期間については、一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない場合)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてはならないもの)を超えないものとする。

第八章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第三十二条 以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要と認められる場合には、第六條の規定にかかわらず、当該以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程(通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修得の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する専門職大学院(以下「構成専門職大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第三十三条 構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものと認められ、当該共同教育課程に係る単位として修得したものと認められるものとする。

(共同教育課程に係る修得要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修得の要件は、第十五條に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により十単位以上を修得することとする単位数には、第三十三條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)第十四條第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又ははみなすものとする単位を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修得の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三條又は第二十九條に定めるもののほか、それぞれ法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数は、法科大学院にあつては第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)第二十二條第一項若しくは第二十五條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなす単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

第九節 雑則

(その他の基準)

第三十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第九條の二)第十二條、第十三條及び第三十二條第一項を除く。)の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成十五年度までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する専任教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数は、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第十五号)第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち大学院設置基準の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第四十二号)附則第五項の規定により大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものとする。専任教員となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

(専門職大学院に關し必要な事項について定める件(抄))(文部科学省告示第五十三号)

専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第五條第一項、同条第三項、第十九條及び第二十六條第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第七十七号(高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごと)に置くものとする教員の数について定める件)は、廃止する。

(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)

第一條 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号(大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件)の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数(第四項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。)の専任教員を置くこと

り修得したものとみなすことのできる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院を超えては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を履修するもの、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの、当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該法科大学院が修得要件として定める三十単位を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修得要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に關し、第二十三條に規定する在学期間については、一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

り修得したものとみなすことのできる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院を超えては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を履修するもの、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの、当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該法科大学院が修得要件として定める三十単位を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修得要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に關し、第二十三條に規定する在学期間については、一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

へ一)の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関する事。

ト 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関する事。

チ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的又及び研究の実施に関する事。

リ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関する事。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関する事。

ロ 教育上必要な施設及び設備(ワ)に掲げるものを除く。に關する事。

ヲ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関する事。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む)に關する事。

キ 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関にならうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

ク 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第二号に關するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(抄)

(法曹養成の基本理念) 第二条 法曹の養成は、国の規制の徹底又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第九十九條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいふ。以下同じ)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論的能力を含む。次條第三項において同じ)並びに法律に關する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上

で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育と有機の連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育と有機の連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(法科大学院の適格認定等) 第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」といふ)についてその評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法百十條第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第九十九條第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」といふ)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第九十九條第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」といふ)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同法第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」といふ)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」といふ)を受けようとする教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法百十條第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めようとする。

「専門職大学院設置基準」(抄)

第一章 総則 第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。(標準修業年限の特例)

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるときは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二章 教員組織 (教員組織) 第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野の高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三條に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九十九條第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務的能力を有する者を含むものとする。

第三章 教育課程 (教育課程) 第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数) 第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五條において準用する大学設置基準第二十五條第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で開催さ

せることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。

この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等) 第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等) 第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第四章 課程の修了要件等 (履修科目の登録の上限) 第十二條 専門職大学院は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等) 第十三條 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に關する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十二年法律第七十二号)第一条第一項に規定する千九百七十二年法律第二十一号(国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第二十一条第二項及び第二十七條第二項において「国際連合大学」といふ)の教育課程における授業科目を履修する場合)について準用する。

(入学前の既修得単位の認定) 第十四條 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

せることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九條 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。

この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

法科大学院認証評価関係法令

【学校教育法(抄)】

第九節 大学
第九十条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとす。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。
第九十一条 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

⑤ 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
⑥ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

⑦ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

⑧ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

【学校教育法施行令(抄)】

第五章 認証評価

第四十条 法第九十条第二項(法第二百三十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第九十条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

【学校教育法施行規則(抄)】

第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し、同項の項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
第六十九条 学校教育法第九十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。
一 名称及び事務所の所在地
二 役員(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものである場合において、当該代表者又は管理者)の氏名
三 評価の対象
四 大学評価基準及び評価方法
五 評価の実施体制
六 評価の結果の公表の方法
七 評価の周期
八 評価に係る手数料の額
九 その他評価の実施に関し参考となる事項
② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。)にあつては、その設立時における財産目録)
三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況(当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画)を記載した書面
四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合に、その業務の種類及び概要を記載した書面
第六十七条 学校教育法第九十条第四項に規定する公表は、刊行物の掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて行うものとする。

【学校教育法第九十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)】
第一条 学校教育法以下「法」という。第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 財務に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
三 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
第二条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学の教員及びそれ以外の者にあつて大学の教育研究活動等に関し職責を有するものが、認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に對し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。
(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一項第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
ニ 在学する学生の教の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する

【学校教育法第九十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)】
第一条 学校教育法以下「法」という。第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。
二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 財務に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
三 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
第二条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学の教員及びそれ以外の者にあつて大学の教育研究活動等に関し職責を有するものが、認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に對し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。
(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一項第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
ニ 在学する学生の教の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する